

豚及び家きん由来混合血粉等の豚等用飼料としての利用再開

1 これまでの経緯

- (1) 血粉及び血しょうたん白質（以下「血粉等」という。）は、たん白質に富む飼料原料として利用されてきたが、平成13年9月に我が国でBSEが発生した後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき肉骨粉や血粉等を含む飼料の製造・販売等を禁止した。
- (2) 平成13年11月、豚又は家きんに由来する血粉等については、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料（以下「豚等用飼料」という。）の原料としての利用を再開したが、豚と家きんの血液を原料の投入口で混合して製造された血粉等（以下「豚鶏混合血粉等」という。）については、引き続き、飼料の原料としての利用を禁止してきたところである。

(注)利用再開当時は、豚又は家きん由來の血液に牛由來の血液が混入しないことを徹底するため、豚等用飼料の原料として利用する豚由來の血粉等又は家きん由來の血粉等の製造に当たっては、原料収集段階から製造工程の全段階において、それぞれ他の動物由來たん白質と完全に分離されていることを条件とした。

- (3) その後、飼料規制を着実に実施してきた結果、原料収集段階からの分別管理についても徹底されるようになったことから、今般、従来から利用が認められている豚由來の血粉等及び家きん由來の血粉等の原料収集先が一定の基準を満たした場合において、当該原料収集先の血液のみを製造工程の原料投入口で混合して製造される豚鶏混合血粉等を、豚等用飼料の原料として利用する（牛由來成分の混入防止措置がとられていることを事前に確認することを条件とする。）ことについて、食料・農業・農村審議会家畜衛生部会プリオント病小委員会の意見を聴くとともに、飼料安全法に基づき農業資材審議会に諮問したところ、適当と認めるとの答申が得られた。

2 改正の概要及び導入する管理措置

農業資材審議会の答申を踏まえ、次の管理措置を導入した上で、豚鶏混合血粉等を豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）を改正する。

- ① 豚鶏混合血粉等の製造工程について、牛由來成分の混入を防止する措置が行われていることを農林水産大臣が製造開始前に確認する制度（大臣確認制度）を適用する
- ② 豚鶏混合血粉等の原料となる豚由來血液及び家きん由來の血液並びに豚鶏混合血粉等の出荷に当たっては供給管理票の添付を義務付ける

3 今後の進め方

食品健康影響評価の結果を踏まえて、パブリックコメントを実施した上で、省令等の改正を行う。

豚鶏混合血粉等に関する規制の見直し(案)

(図中の青破線で囲んだ豚鶏混合血粉等について、新たに利用を認めることを諮問)

